

## 川崎市障害者支援施設等指導監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第85条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規定に基づき、障害者支援施設及び児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

### (指導監査方法等)

第2条 指導監査の方法は、「一般監査」と「特別監査」とし、別表第1から別表第4までの表に定める「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

また、ICTで書類を管理している障害者支援施設等の場合には、適宜パソコン画面上で書類を確認するなど、障害者支援施設等に配慮した確認方法についても留意するものとする。

なお、指導監査を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、必要な文書を徴し確認するものとする。

#### (1) 一般監査

一般監査は、前年度において、一般監査を実施していない障害者支援施設等を対象に実地にて実施する。

施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、障害者支援施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されている障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

また、児童福祉施設については、次のアからウの事項を勘案して実地で行う必要がないと認められる場合は、例外的に実地以外の方法で一般監査を行うものとする。

なお、児童福祉施設の一般監査における例外的な実地以外の方法とは、実地による一般監査と同様の確認ができるよう、書面のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせるものとする。その際、実地で確認していたものと同じ書類を確認し、児童福祉施設の職員等へのヒアリング、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求める。その上で疑念が生じた場合等には、速やかに実地に切り替える。

ア 前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていること。

イ 前年度の川崎市内の児童福祉施設に対する実地による一般監査の実施率が5割以上であること。

ウ 児童福祉施設を設置してから3年を経過していること。

#### (2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に、随時実施する。

ア 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。

イ 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があると

き。

ウ 最低基準に違反があると疑う理由があるとき。

エ 度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。

オ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

(指導監査計画等)

第3条 指導監査の計画については、次のとおりとする。

(1) 一般監査

障害者支援施設等に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的な方法について実施計画を策定するものとする。

(2) 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する障害者支援施設等を対象に随時実施するものとする。

(指導監査の実施通知)

第4条 市は、指導監査の対象となる障害者支援施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により通知する。

また、指導監査当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、事前に通告を行うことなく、指導監査を実施することが必要な場合は除くものとする。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

(指導監査後の措置)

第5条 指導監査後の措置等は、次のとおりとする。

(1) 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について公表を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告書の提出を求めるものとする。

(3) 改善命令等

指導監査通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、法第86条第1項または児童福祉法第46条第3項の規定により改善命令等所要の措置を講じるものとする。

(国への報告)

第6条 市は、指導監査の実施状況等について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は健康福祉局長が定める。

別表第1（第2条関係）

主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設等）

別表第2（第2条関係）

主眼事項及び着眼点（指定福祉型障害児入所施設等）

別表第3（第2条関係）

主眼事項及び着眼点（指定医療型障害児入所施設等）

別表第4（第2条関係）

主眼事項及び着眼点（障害者支援施設等）

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

主眼事項及び着眼点等（指定障害者支援施設等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(4) <u>指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。</u></p> <p>(5) <u>指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っているか。</u></p>	<p>法第44条</p> <p>平18厚令172 第3条第1項</p> <p>平18厚令172 第3条第2項</p> <p>平18厚令172 第3条第3項</p> <p>平18厚令172 第3条第4項</p> <p>平18厚令172 第3条第5項</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p> <p>個別支援計画 意向確認した事が分かる書類</p> <p>個別支援計画 意向確認した事が分かる書類</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>一 従業者の員数</p>	<p>指定障害者支援施設等に置くべき従業者及</p>	<p>法第44条第1項</p> <p>平18厚令172</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(1) <u>生活介護を行う場合</u></p> <p>① <u>医師</u></p> <p>② <u>看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u></p>	<u>びその員数は、次のとおりになっているか。</u>	第4条	
	<u>生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</u>	平18厚令172 第4条第1項 第1号イ	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<u>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</u>	平18厚令172 第4条第1項 第1号イ(1)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<u>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。</u>	平 18 厚 令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号 イ (2) (一)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<u>(ア) ①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数</u>	平 18 厚 告 553 の 三	
	<u>① 平均障害支援区分が 4 未満 利用者(平成 18 年厚生労働省告示第 553 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 184 号において準用する同令第 170 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定める者等」の三に定める者を除く。②及び③において同じ。)の数を 6 で除した数</u>		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<u>② 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数</u>		
	<u>③ 平均障害支援区分が 5 以上 利用者 者の数を 3 で除した数</u>		
	<u>(イ) (ア) ①の告示の三に定める者である 利用者の数を 10 で除した数</u>		
	<u>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、 1 以上となっているか。</u>	平 18 厚 令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号 イ (2)	勤務実績表 出勤簿(タイムカ

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>③ サービス管理責任者</p>	<p>ウ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。</u></p> <p><u>ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</u></p>	<p>(二)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ (2) (三)</p> <p>第 1 号ハ</p>	<p>ード)</p> <p>従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p>
	<p>エ <u>生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、 1 以上となっているか。</u></p> <p><u>また、1 人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ (2) (四)</p> <p>第 1 号ニ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p>
	<p><u>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</u></p> <p><u>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ (3)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合</p> <p>① 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p><u>また、1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>第1号ホ</p>	<p>利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第2号イ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第2号イ (1) (一)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>イ 看護職員の数は、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第2号イ (1) (二) 第2号ニ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上となっているか。 ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第2号イ (1) (三) 第2号ハ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
<p><u>エ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第2号イ (1) (四)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
② サービス管理責任者	<p><u>また、1人以上は常勤となっているか。</u></p> <p><u>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</u>  <u>ア 利用者の数が60以下 1以上</u>  <u>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>また、1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>第2号ホ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第2号イ(2)</p> <p>第2号へ</p>	<p>書類（実績表等）</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>
③ 訪問による自立訓練(機能訓練)	<p><u>指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第2号ロ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>
(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合	<p><u>自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第3号イ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
① <u>生活支援員(看護職員)</u>	<p><u>ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</u></p> <p><u>イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合について、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</u> <u>この場合において、生活支援員及び看護職員の数、それぞれ1以上とする。</u></p> <p><u>ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第3号イ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第3号ロ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第3号ニ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
② <u>サービス管理責任者</u>	<p><u>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</u> <u>ア 利用者の数が60以下 1以上</u> <u>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>また、1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第3号イ(2)</p> <p>第3号ホ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
③ <u>訪問による自立訓練(生活訓練)</u>	<p><u>指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練</u></p>	<p>平18厚令172第4条第1項第3号ハ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(4) 就労移行支援を行う場合 I 就労移行支援</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② 就労支援員</p> <p>③ サービス管理責任者</p>	<p><u>(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。</u></p>		<p>勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>就労移行支援を行う場合に置くべき従業員及びその員数は次のとおりとなっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 4 号イ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</u> <u>イ 職業指導員の数は1以上となっているか。</u> <u>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 4 号イ (1)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</u></p>	<p>第 4 号ハ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>ア 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 4 号イ(2)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</u> <u>ア 利用者の数が60以下 1以上</u> <u>イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 4 号イ(3)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>II 認定指定障害者支援施設</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p>	<p><u>また、1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>第4号ニ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p>Iの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設(認定指定障害者支援施設)が就労移行支援を行う場合に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p>	<p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p>	<p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ(1)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>第4号ハ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ(2)</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>	
<p><u>また、1人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>第4号ホ</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(5) <u>就労継続支援 B 型を行う場合</u></p> <p>① <u>職業指導員及び生活支援員</u></p> <p>② <u>サービス管理責任者</u></p>	<p><u>就労継続支援 B 型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u></p> <p><u>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上となっているか。</u></p> <p><u>イ 職業指導員の数は、1 以上となっているか。</u></p> <p><u>ウ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。</u></p> <p><u>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか 1 人以上は、常勤となっているか。</u></p> <p><u>ア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数になっているか。</u></p> <p><u>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u></p> <p><u>また、1 人以上は常勤となっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 5 号イ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 5 号イ(1)</p> <p>第 5 号ロ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 5 号イ(2)</p> <p>第 5 号ハ</p>	<p>勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(6) 施設入所支援を行う場合	施設入所支援を行うために置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとなっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 6 号イ	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
① 生活支援員	施設入所支援の単位 (施設入所支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの) ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ただし、自立訓練 (機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を受ける利用者又は平成 18 年厚生労働省告示第 553 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 184 号において準用する同令第 170 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上としているか。 ア 利用者の数が 60 人以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 6 号イ (1)  第 6 号ロ 平 18 厚告 553 の四	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)  勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
② サービス管理責任者	当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 6 号イ (2)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
二 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 2 項	利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
三 職務の専従	一に規定する指定障害者支援施設等の従業員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓	平 18 厚令 172 第 4 条第 3 項	従業員の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業員の員数</p>	<p><u>練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。</u>  <u>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、<u>昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の1の1の(1)の②のエ、1の1の(2)の①のイ及びエ、1の1の(3)の①のウ、1の1の(4)のⅠの①のエ、並びに1の1の(5)の①のエの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u></p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、<u>第2の1の1の(1)の③、1の1の(2)の②、1の1の(3)の②、1の1の(4)のⅠの③、1の1の(4)のⅡの②並びに1の1の(5)の②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の三で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u>  ① 利用者の数の合計が60人以下 1以上  ② 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>平18厚令172第5条第1項</p> <p>平18厚令172第5条第2項 平18厚告544の三</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
<p>3 従たる事業所を設置する場合における特例</p>	<p><u>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。</u></p>	<p>平18厚令172第5条の2第2項</p>	<p>従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)</p>
<p>第3 設備に関する基準</p>		<p>法第44条第2項</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
1 設備 <u>(1) 設備</u>	<p><u>指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。</u></p> <p><u>(相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。)</u></p> <p><u>(経過的指定障害者支援施設等については、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。)</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 5 条</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】 平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】 平面図 設備・備品等一覧表</p>
<u>(2) 設備の基準</u>	<p><u>指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p>
① <u>訓練・作業室</u>	<p><u>ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。</u></p> <p><u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u></p> <p><u>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</u></p> <p><u>ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 1 号イ、ロ、ハ</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p>
② <u>居室</u>	<p><u>ア 一の居室の定員は 4 人以下とされているか。</u></p> <p><u>イ 地階に設けていないか。</u></p> <p><u>ウ 利用者 1 人あたりの床面積は、収納設備等を除き 9.9 平方メートル以上とされているか。</u></p> <p><u>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</u></p> <p><u>オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</u></p> <p><u>カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。</u></p> <p><u>キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 2 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p>
③ <u>食堂</u>	<p><u>ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。</u></p> <p><u>イ 必要な備品を備えているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 3 号イ、ロ</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p>
④ <u>浴室</u>	<p><u>利用者の特性に応じたものとなっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 4 号</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p>
⑤ <u>洗面所</u>	<p><u>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172</p>	<p>平面図</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
⑥便所	イ <u>利用者の特性に応じたものであるか。</u> ア <u>居室のある階ごとに設けられているか。</u> イ <u>利用者の特性に応じたものであるか。</u>	第6条第2項 第5号イ、ロ  平18厚令172 第6条第2項 第6号イ、ロ	設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表
⑦相談室	<u>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</u>	平18厚令172 第6条第2項 第7号	【目視】 平面図 設備・備品等一覧表
⑧廊下幅	ア <u>1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか。</u> イ <u>廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか。</u>	平18厚令172 第6条第2項 第8号イ、ロ	【目視】 平面図 設備・備品等一覧表
(3) 認定指定障害者支援施設	<u>認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。</u>	平18厚令172 第6条第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
(経過措置) (1) 多目的室の経過措置	平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第3の1の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。	平18厚令172 附則第15条	適宜必要と認める書類
(2) 居室の定員の経過措置	施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のア中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。	平18厚令172 附則第16条	適宜必要と認める書類
(3) 居室面積の経過措置	① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の	平18厚令172 附則第17条 第1項	適宜必要と認める書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置	適用を受けているものに限る。) 、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第 17 条の 32 第 1 項に規定する国立施設又は法第 5 条第 1 項に規定するのぞみの園において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の (2) の ② のウの規定を適用する場合においては、「9. 9 平方メートル」とあるのは「6. 6 平方メートル」とする。		
	② 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の (2) の ② のウの規定を適用する場合においては、「9. 9 平方メートル」とあるのは「4. 4 平方メートル」とする。	平 18 厚令 172 附則第 17 条 第 2 項	適宜必要と認める書類
	③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第 2 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第 2 条から第 4 条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の (2) の ② のウの規定を適用する場合においては、「9. 9 平方メートル」とあるのは「3. 3 平方メートル」とする。	平 18 厚令 172 附則第 17 条 第 3 項	適宜必要と認める書類
	④ 平成 24 年 4 月 1 日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成 22 年法律第 71 号) 第 5 条による改正前の児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第 3 の 1 の (2) の ② のウの規定の適用については、当分の間、「9. 9 平方メートル」とあるのは、「4.95 平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。	平 18 厚令 172 附則第 17 条の 2	適宜必要と認める書類
	① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第 3 の 1 の (2) の ② のキのブ	平 18 厚令 172 附則第 18 条	適宜必要と認める書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(5) 廊下幅の経過措置	<p>ザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p>		
	<p>② 平成 24 年 4 月 1 日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 3 の 1 の(2)の②のキの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	平 18 厚令 172 附則第 18 条の 2	適宜必要と認める書類
	<p>① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧中「1. 5メートル」とあるのは「1. 35メートル」とする。</p>	平 18 厚令 172 附則第 19 条第 1 項	適宜必要と認める書類
	<p>② 施行日において現に存する指定知的障害者通所寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p>	平 18 厚令 172 附則第 19 条第 2 項	適宜必要と認める書類
	<p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p>	平 18 厚令 172 附則第 19 条第 3 項	適宜必要と認める書類
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>④ 平成 24 年 4 月 1 日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	平 18 厚令 172 附則第 20 条	適宜必要と認める書類
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第 44 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 7 条第 1 項</p>	<p>重要事項説明書</p> <p>利用契約書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 契約支給量の報告等	(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 172 第 7 条第 2 項	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 172 第 8 条第 1 項	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超過していないか。	平 18 厚令 172 第 8 条第 2 項	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 172 第 8 条第 3 項	契約内容報告書
	(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 172 第 8 条第 4 項	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 172 第 9 条	適宜必要と認める書類
4 連絡調整に対する協力	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 172 第 10 条	適宜必要と認める書類
5 サービス提供困難時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援 B 型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 172 第 11 条第 1 項	適宜必要と認める書類
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じ	平 18 厚令 172 第 11 条第 2 項	適宜必要と認める書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 受給資格の <u>確</u> <u>認</u>	<p>ているか。</p> <p><u>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u></p>	平 18 厚令 172 第 12 条	受給者証の写し
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 13 条第 1 項  平 18 厚令 172 第 13 条第 2 項	適宜必要と認める書類  適宜必要と認める書類
8 心身の状況等の把握	<p><u>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u></p>	平 18 厚令 172 第 14 条	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	平 18 厚令 172 第 15 条第 1 項  平 18 厚令 172 第 15 条第 2 項	個別支援計画 ケース記録  個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する書類の携行	<p>指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 16 条	適宜必要と認める書類
11 サービスの提供の記録	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外に対して、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を当該施設障害福祉サービスの</u></p>	平 18 厚令 172 第 17 条第 1 項	サービス提供の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<u>提供の都度、記録しているか。</u> <u>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u>	平 18 厚令 172 第 17 条第 2 項	サービス提供の記録
	<u>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。</u>	平 18 厚令 172 第 17 条第 3 項	サービス提供の記録
	<u>(1) 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</u>	平 18 厚令 172 第 18 条第 1 項	適宜必要と認める書類
	<u>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</u>	平 18 厚令 172 第 18 条第 2 項	適宜必要と認める書類
13 <u>利用者負担額等の受領</u>	<u>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</u>	平 18 厚令 172 第 19 条第 1 項	請求書 領収書
	<u>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u>	平 18 厚令 172 第 19 条第 2 項	請求書 領収書
	<u>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。</u> <u>① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費</u> <u>ア 食事の提供に要する費用</u> <u>(次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。以下同じ。)</u> <u>(ア) 食材料費及び調理等に係る費用</u>	平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項  平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項 第 1 号 平 18 厚令 172 第 19 条第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ	請求書 領収書   請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>に相当する額</p> <p>(イ) <u>障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</u></p> <p>イ <u>創作的活動にかかる材料費</u></p> <p>ウ <u>日用品費</u></p> <p>エ <u>アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>② <u>自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる経費</u></p> <p>ア <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>イ <u>日用品費</u></p> <p>ウ <u>ア及びイのほか、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>③ <u>施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる経費</u></p> <p>ア <u>食事の提供に要する費用及び光熱水費(特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額(当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額)を限度とする。)</u></p> <p>イ <u>平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u></p>	<p>平18政令10第17条第1～4号</p> <p>平18厚令172第19条第3項第2号</p> <p>平18厚令172第19条第3項第3号</p> <p>平18政令10第21条の3第1項</p> <p>平18厚告541</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 利用者負担額に係る管理	<p>ウ 被服費 エ 日用品費 オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>		
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 19 条第 5 項	領収書
	<p>(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 172 第 19 条第 6 項	重要事項説明書
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項(法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 20 条第 1 項	適宜必要と認める書類
<p>(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に</p>	平 18 厚令 172 第 20 条第 2 項	適宜必要と認める書類	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等</p>	<p>報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 21 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 21 条第 2 項</p>	<p>通知の写し</p> <p>サービス提供証明書の写し</p>
<p>16 施設障害福祉サービスの取扱方針</p>	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 22 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 4 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
<p>17 施設障害福祉サービス計画の作成等</p>	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u></p> <p>(2) <u>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれて</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 23 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 2 項</p>	<p>個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>個別支援計画 アセスメント及</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>いる環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u>この場合において、サービス管理責任者は、<u>第24条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。</u></p> <p><u>(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u></p> <p><u>(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。</u> この場合において、サービス管理責任者は、<u>面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p> <p><u>(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。</u> この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p><u>(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</u></p> <p><u>(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u></p>	<p></p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 7 項</p>	<p>びモニタリングを実施したことが分かる書類</p> <p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p> <p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p> <p>個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>サービス担当者会議の記録</p> <p>個別支援計画</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 サービス管理責任者の責務	<p>(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 8 項	入所者に交付した記録 個別支援計画
	<p>(9) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 9 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<p>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 10 項	モニタリング記録 面接記録
	<p>(11) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 11 項	(2)から(8)に掲げる確認資料
	<p>(1) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	平 18 厚令 172 第 24 条第 1 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録  個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録  他の従業者に指導及び助言した記録
	<p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当</p>	平 18 厚令 172	体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
19 地域との連携等	<p>たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(5) (2)から(4)の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しないこととしているか。</p>	<p>第24条第2項</p> <p>平18厚令172第24条の2第1項</p> <p>平18厚令172第24条の2第2項</p> <p>平18厚令172第24条の2第3項</p> <p>平18厚令172第24条の2第4項</p> <p>平18厚令172第24条の2第5項</p>	<p>表、当該加算の届出書等</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
20 地域移行等意向確認担当者の選任等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</p> <p>(2) 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施</p>	<p>平18厚令172第24条の3第1項</p> <p>平18厚令172第24条の3第2項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 相談等	<p>し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。</p> <p>(3) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。</p>	<p>項</p> <p>平18厚令172第24条の3第3項</p> <p>平18厚令172第25条第1項</p> <p>平18厚令172第25条第2項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
22 介護	<p>(1) <u>介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</u></p> <p>(4) <u>指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</u></p> <p>(5) <u>指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行って</u></p>	<p>平18厚令172第26条第1項</p> <p>平18厚令172第26条第2項</p> <p>平18厚令172第26条第3項</p> <p>平18厚令172第26条第4項</p> <p>平18厚令172第26条第5項</p>	<p>個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
23 訓練	<p><u>いるか。</u></p> <p><u>(6) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。</u></p> <p><u>(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</u></p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 26 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 7 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 4 項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
24 生産活動	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っ</p>	<p>平 18 厚令 172 第 28 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 28 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 28 条第 3 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 工賃の支払等	<p>ているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、(1)の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(工賃の平均額)を、3000円を下回るものとしていないか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 28 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 4 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類(出納簿等)</p> <p>工賃平均額が分かる書類(1年間の工賃支払総額、1か月の工賃支払対象者延べ人数等)</p> <p>工賃の水準を高めることに努めていることが分かる書類(ケース記録等)</p> <p>工賃の目標水準を設定した根拠が分かる書類(工賃支給規程、工賃向上計画書等) 利用者への工賃通知の控え 都道府県への報告書</p>
26 実習の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携し</p>	<p>平 18 厚令 172 第 30 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 30 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 30 条第 3 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 求職活動の支援等の実施	<p>て、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 31 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 31 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 31 条第 3 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
28 職場への定着のための支援等の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(2)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 32 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 32 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 32 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 32 条第 4 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
29 就職状況の報告	<p>指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 33 条</p>	<p>適宜必要と認める書類</p>
30 食事	<p>(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援を</p>	<p>平 18 厚令 172</p>	<p>適宜必要と認め</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	
31 社会生活上の 便宜の供与等	提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。	第34条第1項	る書類	
	(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	平18厚令172 第34条第2項	適宜必要と認める書類	
	(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平18厚令172 第34条第3項	適宜必要と認める書類	
	(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平18厚令172 第34条第4項	適宜必要と認める書類	
	(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平18厚令172 第34条第5項	適宜必要と認める書類	
	(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	平18厚令172 第35条第1項	適宜必要と認める書類	
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	平18厚令172 第35条第2項	適宜必要と認める書類	
	(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平18厚令172 第35条第3項	適宜必要と認める書類	
	32 健康管理	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平18厚令172 第36条第1項	適宜必要と認める書類
		(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	平18厚令172 第36条第2項	適宜必要と認める書類
33 緊急時等の対応	<u>従業員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令172 第37条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 施設入所支援 利用者の入院期 間中の取扱い	指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。	平 18 厚令 172 第 38 条	適宜必要と認める書類
35 給付金として 支払を受けた金 銭の管理	指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る平成 23 年厚生労働省告示第 378 号「厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者にかかる金銭」という）をその他の財産と区分すること。 ② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者にかかる金銭を当該利用者取得させること。	平 18 厚令 172 第 38 条の 2 平 23 厚告 378	適宜必要と認める書類
36 支給決定障害 者に関する市町 村への通知	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	平 18 厚令 172 第 39 条	適宜必要と認める書類
37 管理者による 管理等	(1) <u>指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> (ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)  (2) <u>指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</u>	平 18 厚令 172 第 40 条第 1 項  平 18 厚令 172 第 40 条第 2 項	勤務実績表 出席簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類  業務等の管理を行っていることが分かる書類(運営規程、業務日誌等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
38 運営規程	<p>(3) <u>指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に第2から第4を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</u></p> <p>指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① <u>指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針</u>  ② <u>提供する施設障害福祉サービスの種類</u>  ③ <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u>  ④ <u>昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</u>  ⑤ <u>提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</u>  ⑥ <u>提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u>  ⑦ <u>昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</u>  ⑧ <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u>  ⑨ <u>緊急時等における対応方法</u>  ⑩ <u>非常災害対策</u>  ⑪ <u>提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u>  ⑫ <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>  ⑬ <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>平18厚令172第40条第3項</p> <p>平18厚令172第41条</p>	<p>従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類(業務日誌等)</p> <p>運営規程</p>
39 勤務体制の確保等	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。</u>  (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) <u>指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p>(4) <u>指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること</u></p>	<p>平18厚令172第42条第1項</p> <p>平18厚令172第42条第2項</p> <p>平18厚令172第42条第3項</p> <p>平18厚令172第42条第4項</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>40 <u>業務継続計画の策定等</u></p>	<p><u>を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 42 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 42 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 42 条の 2 第 3 項</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
<p>41 <u>定員の遵守</u></p>	<p><u>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。</u> ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 43 条</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)</p>
<p>42 <u>非常災害対策</u></p>	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害者支援施設等は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 44 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 44 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 44 条第 3 項</p>	<p>非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>
<p>43 <u>衛生管理等</u></p>	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 45 条第 1 項</p>	<p>衛生管理に関する書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
44 協力医療機関等	<p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施しているか。</u></p>	平 18 厚令 172 第 45 条第 2 項	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	平 18 厚令 172 第 46 条第 1 項	適宜必要と認める書類
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	平 18 厚令 172 第 46 条第 2 項	適宜必要と認める書類
	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p>	平 18 厚令 172 第 46 条第 3 項	適宜必要と認める書類
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 46 条第 4 項	適宜必要と認める書類
45 掲示	指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施	平 18 厚令 172	施設の掲示物又

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
46 身体拘束等の禁止	<p>設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定障害者支援施設等は、これらの事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>第 47 条第 1 項、第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 48 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 48 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 48 条第 3 項</p>	<p>は備え付け閲覧物</p> <p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
47 秘密保持等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害</p>	<p>平 18 厚令 172 第 49 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 49 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172</p>	<p>従業員及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業員及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>個人情報同意書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
48 情報の提供等	<p><u>福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p> <p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</u></p>	<p>第 49 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 50 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 50 条第 2 項</p>	<p>情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>事業者のHP 画面・パンフレット</p>
49 利益供与等の禁止	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 51 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 51 条第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める書類</p> <p>適宜必要と認める書類</p>
50 苦情解決	<p>(1) <u>指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害者支援施設等は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくはは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 52 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 3 項</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p>		
	<p><u>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p>	<p>平18厚令172第52条第4項</p>	<p>都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>
	<p><u>(5) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p>	<p>平18厚令172第52条第5項</p>	<p>都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>
	<p><u>(6) 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u></p>	<p>平18厚令172第52条第6項</p>	<p>都道府県等への報告書</p>
	<p><u>(7) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</u></p>	<p>平18厚令172第52条第7項</p>	<p>運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p>
<p>51 事故発生時の対応</p>	<p><u>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平18厚令172第54条第1項</p>	<p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p>
	<p><u>(2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u></p>	<p>平18厚令172第54条第2項</p>	<p>事故の対応記録 ヒヤリハットの記録</p>
	<p><u>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対す</u></p>	<p>平18厚令172</p>	<p>再発防止の検討</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
52 虐待の防止	<p><u>る指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p>指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① <u>当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>第54条第3項</p> <p>平18厚令172第54条の2</p>	<p>記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
53 会計の区分	<p><u>指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	<p>平18厚令172第55条</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
54 記録の整備	<p><u>(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p>① サービスの提供の記録</p> <p>② 施設障害福祉サービス計画</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平18厚令172第56条第1項</p> <p>平18厚令172第56条第2項</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>
55 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害者支援施設等及びその従業者</p>	<p>平18厚令172</p>	<p>電磁的記録簿冊</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、書面（書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形 等人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物を いう。）で行うことが規定されている又は 想定されるもの（2の（1）の受給者証記 載事項又は6の受給者証に記載された内 容により確認することが義務付けられて いるもの及び（2）に規定するものを除 く。）については、書面に代えて、当該書 面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。）により行うことがで きているか。</p> <p>（2）指定障害者支援施設等及びその従業者 は、交付、説明、同意その他これらに類す るもの（以下「交付等」という。）のうち、 書面で行うことが規定されている又は想 定されるものについては、当該交付等の相 手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が 利用者である場合には当該利用者の障害 の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面 に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気 的方法その他人の知覚によって認識する ことができない方法をいう。）によること ができていないか。</p>	<p>第 57 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 57 条第 2 項</p>	<p>適宜必要と認め る書類</p>
<p>第 5 変更の届出 等</p>	<p>指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住 所その他施行規則第 34 条の 26 で定める事項に 変更があったときは、同条で定めるところによ り、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け 出ているか。</p>	<p>法第 46 条第 3 項 施行規則第 34 条の 26</p>	<p>適宜必要と認め る書類</p>
<p>第 6 介護給付費 又は訓練等給付 費の算定及び取 扱い</p>		<p>法第 29 条第 3 項</p>	
<p>○ 基本事項</p>	<p>（1）施設入所支援に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介 護給付費等単位数表」の第 9 により算定す る単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働 大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働 大臣が定める一単位の単価」に定める一単 位の単価を乗じて得た額を算定している か。</p> <p>（ただし、その額が現に当該施設入所支援 に要した費用の額を超えるときは、当 該現に施設入所支援に要した費用の額 となっているか。）</p>	<p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条第 3 項</p>	<p>体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
1 施設入所支援サービス費	<p>(2) (1)の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(1) 施設入所支援サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」)に  <u>応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</u></p> <p>① 区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)以上に該当する者</p> <p>② 指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等(指定宿泊型自立訓練を除く)、指定就労移行支援又は就労継続支援B型等(指定自立訓練等)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③ 平成18年厚生労働省告示第556号の二に定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3(50歳以上の者にあつては区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援A型等を受ける者</p>	平 18 厚告 523 別表第9の1の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(2) 施設入所支援サービス費の算定に当たつて、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第9の1の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに</p>	平 18 厚告 550 の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 夜勤職員配置 体制加算	<p>所定単位数に乘じる割合」の四のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合同表下欄に定める割合になっているか。</p> <p>② 指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合になっているか。</p> <p>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p>		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(3) 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の1の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(4) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の1の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(5) 指定障害者支援施設基準第24条の3第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和8年3月31日までの間は、同条第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。</p>	平18厚告523別表第9の1の注5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(6) 指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の1の注6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(7) 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の1の注7	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(8) 指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の九</p>	平18厚告523別表第9の2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 重度障害者支援加算	<p>のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。</p>	<p>の注 平18厚告551の九のイ</p>	<p>出書等</p>
	<p>(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、<u>医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。）の数の合計数の100分の20以上であつて、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523別表第9の3の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(2) 重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であつて、区分6に該当し、かつ、<u>気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に22単位を加算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523別表第9の3の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(3) 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、<u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523別表第9の3の注3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>(4) 重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等であつて、<u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支</u></p>	<p>平18厚告523別表第9の3の注4</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>援施設等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算しているか。</u></p>		
	<p><u>(5) 重度障害者支援加算 (II) が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 500 単位を加算しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 5</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(6) (4) の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 6</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(7) 重度障害者支援加算 (III) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分 4 以上に該当し、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算(II)を算定している場合は、加算していないか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 7</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(8) 重度障害者支援加算 (III) が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 8</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(9) 重度障害者支援加算 (III) が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 400 単位を加算しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 9</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(10) (8) の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 夜間看護体制加算	<p><u>を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。</u></p> <p>2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>の注10</p> <p>平18厚告523別表第9の4の注</p>	<p>出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
4-2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の4の2の注1</p> <p>平18厚告523別表第9の4の2の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4-3 高次脳機能障害者支援体制加算	<p>か。</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九の二に定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の4の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 入所時特別支援加算	<p>新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第9の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 入院・外泊時加算	<p>(1) 入院・外泊時加算(I)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定していないか。</p>	平18厚告523別表第9の6の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(2) 入院・外泊時加算(II)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者(指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。)が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</p>	平18厚告523別表第9の6の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 7 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 8 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8-2 地域移行促進加算	<p>(1) 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働省が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のホに規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第 3 条第 2 項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(2) 地域移行促進加算(Ⅱ)については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働省が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のホに規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援(宿</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 8 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 8 の 2 の注 2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>9 地域生活移行 個別支援特別加算</p>	<p>泊を伴わないものに限る。)を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の九のへに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)については、地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の9の注1 平18厚告551の九のへ</p> <p>平18厚告523別表第9の9の注2 平18厚告556の九</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>10 栄養マネジメント加算</p>	<p>次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>③ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>④ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	<p>平18厚告523別表第9の10の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>11 経口移行加算</p>	<p>(1) 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口</p>	<p>平18厚告523別表第9の11の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 経口維持加算	<p>移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算していないか。</p>		
	<p>(2) 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(1) 指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。（3）において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して 6 月以内の期間に限り、1 月につき所定単位数を加算しているか。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定していないか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<p>(2) 経口維持加算（Ⅱ）については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、（1）の経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（生活介護を行うために配置された医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 口腔衛生管理 体制加算	<p>(3) 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p> <p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第九のトに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の12の注3</p> <p>平18厚告523別表第9の12の2の注 平18厚告551</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
14 口腔衛生管理 加算	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第九のトに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定していないか。</p> <p>① 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。</p> <p>② 歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。</p> <p>③ 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。</p>	<p>平18厚告523別表第9の12の3の注 平18厚告551</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
15 療養食加算	<p>管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、平成21年厚生労働省告示第177号「厚生労働大臣が定める療養食」に定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の13の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
16 地域移行支援 体制加算	<p>前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利</p>	<p>平18厚告523別表第9の13の2の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 通院支援加算	<p><u>用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定しているか。</u></p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 3 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
18 集中的支援加算	<p><u>(1) 集中的支援加算 (I) については、障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が 10 点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 集中的支援加算 (II) については、障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が 10 点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 4 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 4 の注 2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
19 障害者支援施設等感染対策向上加算	<p><u>(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算 (I) については、以下の①から③までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位にお</u></p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 5 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>20 新興感染症等 施設療養加算</p> <p>21 福祉・介護職員 処遇改善加算</p>	<p>いて、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、<u>新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</u></p> <p>② 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この②において「協力医療機関等」という。）との間で、<u>感染症（新興感染症を除く。以下この②において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</u></p> <p>③ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（（2）において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</p> <p><u>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算(II)については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並</p>	<p>平18厚告523 別表第9の13の5の注2</p> <p>平18厚告523 別表第9の13の6の注</p> <p>平18厚告543 の二十五</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。22及び23において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 35 に相当する単位数</p>		<p>出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>22 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定障害者支援施設を行った場合に、1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 543 の二十六 二十一（準用）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>23 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 28 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 543 の二十六 二十一（準用）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>24 福祉・介護職員等処遇改善加算</p>	<p>(1) 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。(2) におい</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第9の14の注 平 18 厚告 543 の二十五</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>て同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1</u> から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 159 に相当する単位数</p> <p>② <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1</u> から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数</p> <p>③ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1</u> から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数</p> <p>(2) <u>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(1)の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p>① <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 131 に相当する単位数</p> <p>② <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 136 に相当する単位数</p> <p>③ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数</p> <p>④ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数</p> <p>⑤ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 110 に相当する単位数</p> <p>⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数</p> <p>⑦ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 87 に相当する単位数</p> <p>⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 87 に相当する単位数</p> <p>⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> 1 から 20 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p>		<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

別表第2（第2条関係）

主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第1 一般原則</p>	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第1及び第4の41において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p> <p>(4) <u>指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p>	<p>法第24条の12</p> <p>平24厚令16第3条第1項</p> <p>平24厚令16第3条第2項</p> <p>平24厚令16第3条第3項</p> <p>平24厚令16第3条第4項</p>	<p>運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p>
<p>第2 人員に関する基準 1 従業者の員数</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業員</p>	<p>法第24条の12第1</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(1) 嘱託医	<p>者及びその員数は、次のとおりになっているか</p> <p>エ 1以上</p>	<p>項 平24厚令16第4条 第1項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)	<p>イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(自閉症児)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p>	<p>平24厚令16第4条 第1項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
(3) 児童指導員及び保育士	<p>イ 総数 ①から③までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数</p> <p>① 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上)</p> <p>② 主として盲児又はろうあ児(盲ろうあ児)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上)</p> <p>③ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>ロ 児童指導員 1以上</p> <p>ハ 保育士 1以上</p>	<p>平24厚令16第4条 第1項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(4) 栄養士</u>	<u>1以上(ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。)</u>	平24厚令16第4条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(5) 調理員</u>	<u>1以上(ただし、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。)</u>	平24厚令16第4条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(6) 児童発達支援管理責任者</u>	<u>1以上</u>	平24厚令16第4条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(7) 医師</u>	<u>主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には置く</u>	平24厚令16第4条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(8) 心理担当職員</u>	<u>心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には置く</u>	平24厚令16第4条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
<u>(9) 職業指導員</u>	<u>職業指導を行う場合には置く</u>	平24厚令16第4条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(10) <u>心理担当職員 の資格</u>	<u>(8) に規定する心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u>	平24厚令16第4条第3項	勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  心理学又はこれに相当する課程の大学又は大学院の卒業証書又は卒業したことを証明する書類 個人及び集団心理療法の技術を有する又はこれと同等以上の能力を有することを証明する書類
(11) <u>職務の専従</u>	<u>(2) から (10) に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4) 及び (5) については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</u>	平24厚令16第4条第4項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
第3 <u>設備に関する基準 設備</u>	<p><u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。（ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。）</u></p> <p><u>(2) 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、(1) に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けているか</u></p> <p>一 <u>主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（職業指導に必要な設備）</u></p> <p>二 <u>主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備</u></p>	<p>法第24条の12第2項 平24厚令16第5条第1項</p> <p>平24厚令16第5条第2項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(経過措置)	<p><u>並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</u></p> <p><u>三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</u></p> <p><u>四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u></p>		
	<p><u>(3) (1) の居室は、次のとおりとなっているか。</u></p> <p><u>一 1の居室の定員は、4人以下とすること。</u></p> <p><u>二 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>三 一及び二の規定にかかわらず、乳児又は幼児のみの1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</u></p>	平24厚令16第5条第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	<p><u>(4) 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</u></p>	平24厚令16第5条第4項	平面図 【目視】
	<p><u>(5) (1) 及び (2) に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1) 及び (2) に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</u></p>	平24厚令16第5条第5項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	<p>(1) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。整備法)第5条による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(旧指定知的障害児施設等)(知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による</p>	平24厚令16附則第2条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 あっせん、調整及び要請に対する協力</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、（3）の第一号中「4人」とあるのは「15人」と、同第二号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同第三号の規定は適用しない。</p>		
	<p>(2) この省令の施行の際現に存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、（3）の規定は適用しない。</p>	<p>平24厚令16附則第3条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p>	<p>法第24条の12第2項 平24厚令16第6条第1項</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>
	<p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u></p>	<p>平24厚令16第6条第2項</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平24厚令16第7条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>3 あっせん、調整及び要請に対する協力</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令16第8条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切</p>	<p>平24厚令16第9条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 受給資格の確認	な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。  指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。	平24厚令16第10条	受給者証の写し
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第11条第1項  平24厚令16第11条第2項	適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料
7 心身の状況等の把握	指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令16第12条	アセスメント記録 ケース記録
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平24厚令16第13条	適宜必要と認める資料
9 入退所の記録の記載等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。	平24厚令16第14条第1項  平24厚令16第14条第2項  平24厚令16第14条第3項	適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料
10 サービスの提供の記録	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他	平24厚令16第15条第1項	サービス提供の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p><u>必要な事項を記録しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</u></p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第15条第2項</p> <p>平24厚令16第16条第1項</p> <p>平24厚令16第16条第2項</p>	<p>サービス提供の記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
12 <u>入所利用者負担額の受領</u>	<p><u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</u></p> <p><u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。</u></p> <p><u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けすることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。</u></p> <p><u>一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、食費等の基準費用額(特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額)を限度とする。)</u></p> <p><u>二 日用品費</u></p>	<p>平24厚令16第17条第1項</p> <p>平24厚令16第17条第2項</p> <p>平24厚令16第17条第3項</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 入所利用者負担額に係る管理	<p><u>三 一号及び二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>(4) (3) の一号に掲げる費用については、<u>平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとしているか。</u></p> <p>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、(1) から(3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定福祉型障害児入所施設は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、<u>あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</u></p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令16第17条第4項 平24厚告231</p> <p>平24厚令16第17条第5項</p> <p>平24厚令16第17条第6項</p> <p>平24厚令16第18条</p>	<p>請求書 領収書 重要事項説明書</p> <p>領収書</p> <p>重要事項説明書</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、<u>法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。</u></p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、<u>法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提</u></p>	<p>平24厚令16第19条第1項</p> <p>平24厚令16第19条第2項</p>	<p>通知の写し</p> <p>サービス提供証明書の写し</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 指定入所支援の取扱方針	<p><u>供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</u></p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平24厚令16第20条第1項</p> <p>平24厚令16第20条第2項</p> <p>平24厚令16第20条第3項</p> <p>平24厚令16第20条第4項</p> <p>平24厚令16第20条第5項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
16 <u>入所支援計画の作成等</u>	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u></p> <p>(2) <u>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u></p>	<p>平24厚令16第21条第1項</p> <p>平24厚令16第21条第2項</p>	<p>個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(3) <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p> <p>(4) <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</u></p> <p>(5) <u>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</u></p> <p>(6) <u>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u></p> <p>(7) <u>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u></p> <p>(8) <u>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</u></p> <p>(9) <u>児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っ</u></p>	<p>平24厚令16第21条第3項</p> <p>平24厚令16第21条第4項</p> <p>平24厚令16第21条第5項</p> <p>平24厚令16第21条第6項</p> <p>平24厚令16第21条第7項</p> <p>平24厚令16第21条第8項</p> <p>平24厚令16第21条第9項</p>	<p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p> <p>個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>サービス担当者会議の記録</p> <p>個別支援計画</p> <p>保護者に交付した記録 個別支援計画</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>モニタリング記録 面接記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16の2 移行支援 計画の作成等	<u>ているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障 害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録 すること。</u>		
	<u>(10) (2)、(3)、(5)から(7)まで 及び(9)の規定は、(8)に規定する入 所支援計画の変更について準用している か。</u>	平24厚令16第21条 第10項	(2)、(3)、(5) から(7)まで及 び(9)に掲げる 確認資料
	<u>(1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、 児童発達支援管理責任者に移行支援計画 の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平24厚令16第21条 の2第1項	移行支援計画 児童発達支援管 理責任者が移行 支援計画を作成 していることが 分かる書類
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計 画の作成に当たっては、適切な方法により 、障害児について、アセスメントを行い、 障害児が障害福祉サービスその他のサー ビスを利用しつつ自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるよう、自立し た日常生活又は社会生活への移行につい て支援する上で必要な支援内容の検討を しているか。</u>	平24厚令16第21条 の2第2項	移行支援計画 アセスメント及 びモニタリング を実施したこと が分かる記録
	<u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメン トに当たっては、入所給付決定保護者及び 障害児に面接しているか。この場合におい て、児童発達支援管理責任者は、面接の趣 旨を入所給付決定保護者及び障害児に対 して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平24厚令16第21条 の2第5項 平24厚令16第21条 第3項	アセスメントを 実施したことが 分かる記録 面接記録
	<u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメン ト及び支援内容の検討結果に基づき、障害 児が障害福祉サービスその他のサービ スを利用しつつ自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、自立した日 常生活又は社会生活への移行について支 援する上で必要な取組、支援を提供する上 での留意事項その他必要な事項を記載し た移行支援計画の原案を作成しているか。</u>	平24厚令16第21条 の2第3項	移行支援計画の 原案 他サービスとの 連携状況が分か る書類
<u>(5) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計 画の作成に当たっては、障害児の意見が尊 重され、その最善の利益が優先して考慮さ れる体制を確保した上で、障害児に対する 指定入所支援の提供に当たる担当者等を 招集して行う会議(テレビ電話装置等の活</u>	平24厚令16第21条 の2第5項 平24厚令16第21条 第5項	移行支援会議の 記録	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 児童発達支援管理責任者の責務	<u>用可能。)を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。</u>		
	(6) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u>	平24厚令16第21条の2第5項 平24厚令16第21条第6項	移行支援計画
	(7) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u>	平24厚令16第21条の2第5項 平24厚令16第21条第7項	保護者に交付した記録 移行支援計画
	(8) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令16第21条の2第4項	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	(9) <u>児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的モニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令16第21条の2第6項 平24厚令16第21条第9項	モニタリング記録 面接記録
	(10) <u>(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u>	平24厚令16第21条の2第10項	(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
	(1) <u>児童発達支援管理責任者は、16及び16の2に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>一 18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。</u>  <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>	平24厚令16第22条第1項	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)  他の従業者に指導及び助言した記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 検討等	<p><u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u></p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	平24厚令16第22条第2項	適宜必要と認める資料
19 相談及び援助	<p>指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平24厚令16第24条	適宜必要と認める資料
20 支援	<p><u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u></p> <p><u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</u></p> <p><u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u></p> <p><u>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u></p> <p><u>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u></p>	<p>平24厚令16第25条第1項</p> <p>平24厚令16第25条第2項</p> <p>平24厚令16第25条第3項</p> <p>平24厚令16第25条第4項</p> <p>平24厚令16第25条第5項</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 食事	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第26条第1項</p> <p>平24厚令16第26条第2項</p> <p>平24厚令16第26条第3項</p> <p>平24厚令16第26条第4項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平24厚令16第27条第1項</p> <p>平24厚令16第27条第2項</p> <p>平24厚令16第27条第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
23 健康管理	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合に</p>	<p>平24厚令16第28条第1項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
24 緊急時等の対応	<p>において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="499 360 949 573"> <tr> <td data-bbox="499 360 722 465">児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td> <td data-bbox="722 360 949 465">入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 465 722 573">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="722 465 949 573">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。</p> <p><u>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令16第28条第3項</p> <p>平24厚令16第29条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断						
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						
25 障害児の入院期間中の取扱い	<p>指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p>	<p>平24厚令16第30条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>				
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。</li> <li>二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</li> <li>三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</li> <li>四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得</li> </ol>	<p>平24厚令16第31条 平24厚告305</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>させること。</p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。</p>	平24厚令16第32条	適宜必要と認める資料
28 管理者による管理等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第33条第1項</p> <p>平24厚令16第33条第2項</p> <p>平24厚令16第33条第3項</p>	<p>勤務実績表 出席簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類</p> <p>業務等の管理を行っていることが分かる書類(運営規程、業務日誌等)</p> <p>従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類(業務日誌等)</p>
29 運営規程	<p>指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(運営規程)を定めているか。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員</p> <p>四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>五 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 主として入所させる障害児の障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p>	平24厚令16第34条	運営規程
30 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め</p>	平24厚令16第35条第1項	従業者の勤務表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>ているか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p>(4) <u>指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平24厚令16第35条第2項</p> <p>平24厚令16第35条第3項</p> <p>平24厚令16第35条第4項</p>	<p>勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>
<p>31 <u>業務継続計画の策定等</u></p>	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平24厚令16第35条の2第1項</p> <p>平24厚令16第35条の2第2項</p> <p>平24厚令16第35条の2第3項</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
<p>32 <u>定員の遵守</u></p>	<p><u>指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u></p>	<p>平24厚令16第36条</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)</p>
<p>33 <u>非常災害対策</u></p>	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p>	<p>平24厚令16第37条第1項</p>	<p>非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 安全計画の策定等	<p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p> <p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平24厚令16第37条第2項</p> <p>平24厚令16第37条第3項</p> <p>平24厚令16第37条の2第1項</p> <p>平24厚令16第37条の2第2項</p> <p>平24厚令16第37条の2第3項</p>	<p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p> <p>安全計画に関する書類</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>安全計画に関する書類</p>
35 自動車を行う場合の所在の確認	<p><u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</u></p>	<p>平24厚令16第37条の3</p>	<p>自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類</p>
36 衛生管理等	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u>  ① <u>当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん</u></p>	<p>平24厚令16第38条第1項</p> <p>平24厚令16第38条第2項</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 協力医療機関等	<p><u>延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</u></p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（（4）において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。（4）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第38条第3項</p> <p>平24厚令16第39条第1項</p> <p>平24厚令16第39条第2項</p> <p>平24厚令16第39条第3項</p> <p>平24厚令16第39条第4項</p>	<p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>ケース記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
38 掲示	<p><u>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定福祉型障害児入</u></p>	<p>平24厚令16第40条第1項、第2項</p>	<p>施設の掲示物又は備え付け閲覧物</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>39 <u>身体拘束等の禁止</u></p>	<p><u>所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p> <p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p>	<p>平24厚令16第41条第1項</p> <p>平24厚令16第41条第2項</p> <p>平24厚令16第41条第3項</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
<p>40 <u>虐待等の禁止</u></p>	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p>	<p>平24厚令16第42条第1項</p> <p>平24厚令16第42条第2項</p>	<p>個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌</p> <p>委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 秘密保持等	<p><u>② 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p> <p><u>(1) 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p><u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u></p>	<p>平24厚令16第44条第1項</p> <p>平24厚令16第44条第2項</p> <p>平24厚令16第44条第3項</p>	<p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者が配置されていることが分かる書類(辞令、人事記録等)</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)</p> <p>個人情報同意書</p>
42 情報の提供等	<p><u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p><u>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>平24厚令16第45条第1項</p> <p>平24厚令16第45条第2項</p>	<p>情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)</p> <p>事業者のHP画面・パンフレット</p>
43 利益供与等の禁止	<p><u>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</u></p>	<p>平24厚令16第46条第1項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
44 苦情解決	<p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定福祉型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p>(4) <u>指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</u></p> <p>(5) <u>指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u></p>	<p>平24厚令16第46条第2項</p> <p>平24厚令16第47条第1項</p> <p>平24厚令16第47条第2項</p> <p>平24厚令16第47条第3項</p> <p>平24厚令16第47条第4項</p> <p>平24厚令16第47条第5項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 施設の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県等への報告書</p> <p>運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料</p>
45 地域との連携等	<p>指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第48条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
46 事故発生時の 対応	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令16第49条第1項</p> <p>平24厚令16第49条第2項</p> <p>平24厚令16第49条第3項</p>	<p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p> <p>事故の対応記録 ヒヤリハットの記録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)</p>
47 会計の区分	<p>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令16第50条</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
48 記録の整備	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>一 入所支援計画及び移行支援計画</p> <p>二 提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>三 都道府県への通知に係る記録</p> <p>四 身体拘束等の記録</p> <p>五 苦情の内容等の記録</p> <p>六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平24厚令16第51条第1項</p> <p>平24厚令16第51条第2項</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記一から六までの書類</p>
49 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(9の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容</p>	<p>平24厚令16第58条第1項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)            )については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。</p> <p>指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平24厚令16第58条第2項</p> <p>法第24条の13 規則第25条の22</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
<p>第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(1) <u>指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第1の1(注5から注6までを除く。)、2及び4から12までにより算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1(注5から注6までに限る。)</u>及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、<u>指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</u></p>	<p>法第24条の2第2項</p> <p>平24厚告123第一号 平24厚告128</p> <p>平24厚告123第二号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>(減算が行われる場合)</p>	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別および入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第四号の表の上欄に該当する場合 同表下欄に定める割合</p> <p>② 指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注1</p> <p>平24厚告123の別表第1の1の注2 平24厚告271第四号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>(身体拘束廃止未実施減算)</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注3</p>	<p>第4の39に定める確認文書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(虐待防止措置未実施減算)	<p><u>指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p> <p><u>イ 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>ロ 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	平24厚告123の別表第1の1の注3の2	第4の40に定める確認文書等
(業務継続計画未策定減算)	<p><u>指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	平24厚告123の別表第1の1の注3の3	第4の31に定める確認文書等
(情報公表未報告減算)	<p><u>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	平24厚告123の別表第1の1の注3の4	適宜必要と認める資料
(日中活動支援加算)	<p><u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の十七に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（指定都市）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（児童相談所設置市）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の三十三に適合する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	平24厚告123の別表第1の1の注4 平24厚告269第十二号の十七 平24厚告270第十二号の三十三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(重度障害児支援加算)	<p><u>(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、<u>重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。）</u>に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重</u></p>	平24厚告123の別表第1の1の注5 平24厚告269第十三号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、 重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害特別支援加算が算定される場合は加算していないか。</u></p> <p><u>イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</u></p> <p><u>（一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</u></p> <p><u>（二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</u></p> <p><u>② 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</u></p> <p><u>ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合</u></p> <p><u>① 6歳未満である者</u></p> <p><u>② 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者</u></p> <p><u>③ 入所後1年未満である者</u></p> <p><u>ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>① 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの</u></p> <p><u>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの</u></p> <p><u>ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定す</u></p>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(<u>重度重複障害児加算</u>)</p>	<p>る盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの</p> <p>ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（へに該当する場合を除く。）</p> <p>① 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの</p> <p>へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの</p> <p>ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>① 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者</p> <p>(2) (1) の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十三号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、(1) のイの ①の(二)又はハの ①若しくはホの①に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十三号に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>重度障害児支援加算5の(1)に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）</p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注5の2</p> <p>平24厚告269第十三号の二</p> <p>平24厚告270第十三号</p> <p>平24厚告123の別表第1の1の注6</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(強度行動障害児特別支援加算)	<p><u>、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定している場合は、加算していないか。</u></p> <p>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。ただし、イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは、その他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十三号に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（I））</p> <p>ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十三号の二に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（II））</p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注7 平24厚告269第十四号 平24厚告270第十四号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
(乳幼児加算)	<p><u>指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注8</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
(心理担当職員配置加算)	<p><u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注9 平24厚告269第十五号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
(公認心理師)	<p><u>公認心理師を1人配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注10</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(看護職員配置加算 (I))	<u>位数を加算しているか。</u> <u>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注11	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(看護職員配置加算 (II))	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十五号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注12 平24厚告269第十五号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(児童指導員等加配加算)	<u>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号の二に適合する専門職員（理学療法士等）又は児童指導員若しくは平成24年厚生労働省告示第270号第十四号の三に適合する者（児童指導員等）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注13 平24厚告270第十四号の二 平24厚告270第十四号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(ソーシャルワーカー配置加算)	<u>障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者にに加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（社会福祉士等）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第1の1の注14	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 入院・外泊時加算	<u>(1) 入院・外泊時加算 (I) については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（体験的な指定共同生活援助の利用、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。）を</u>	平24厚告123の別表第1の2の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 自活訓練加算	<p><u>認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、所定単位数に1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</u></p> <p><u>(2) 入院・外泊時加算（Ⅱ）については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であつて、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の2の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(1) 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十六号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の3の注1 平24厚告269第十六号 平24厚告270第十五号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(2) 自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であつて、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(3) 同一の障害児について、同一の指定福祉</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の3の注2</p> <p>平24厚告123の別</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 入院時特別支援加算	<p><u>型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算しているか。</u></p> <p>指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>表第1の3の注3</p> <p>平24厚告123の別表第1の4の注</p>	<p>表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
6 福祉専門職員配置等加算	<p><u>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。</u></p> <p><u>(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。</u></p> <p><u>① 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（児童指導</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の5の注1</p> <p>平24厚告123の別表第1の5の注2</p> <p>平24厚告123の別表第1の5の注3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 家族支援加算	<p><u>員等)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</u></p> <p><u>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</u></p> <p><u>指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、8の地域移行加算を算定しているときは、算定していないか。</u></p> <p><u>イ 家族支援加算 (I)</u></p> <p><u>(1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合</u></p> <p><u>(一) 所要時間1時間以上の場合</u></p> <p><u>(二) 所要時間1時間未満の場合</u></p> <p><u>(2) 指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合</u></p> <p><u>(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合</u></p> <p><u>ロ 家族支援加算 (II)</u></p> <p><u>(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u></p> <p><u>(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u></p>	平24厚告123の別表第1の5の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 地域移行加算	<p><u>入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p>	平24厚告123の別表第1の6の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 移行支援関係 機関連携加算	<p><u>指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者(都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相</u></p>	平24厚告123の別表第1の6の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 体験利用支援 加算	<p>談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。)により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの(移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。)が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者(栄養士及び調理員を除く。)が、次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験利用支援加算(Ⅰ)については、3日以内</li> <li>・体験利用支援加算(Ⅱ)については、5日以内</li> </ul> <p>の期間について、2回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供</p> <p>ロ 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助</p> <p>(2) 体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動としているか。</p> <p>イ 体験利用支援加算(Ⅰ) 障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の体験的な利用その他の体験活動(宿泊を伴うものに限る。)</p> <p>ロ 体験利用支援加算(Ⅱ) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動(イに定めるものを除く。)</p>	<p>平24厚告123の別表第1の6の3の注1 平24厚告270第十五号の二</p> <p>平24厚告123の別表第1の6の3の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
11 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算</p>	<p>平24厚告123の別表第1の7の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 栄養マネジメント加算	<p>しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	<p>平24厚告123の別表第1の7の注2</p> <p>平24厚告123の別表第1の8の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
13 要支援児童加算	<p>(1) 要支援児童加算(Ⅰ)については、指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であつて、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。)又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。)であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等(「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に</p>	<p>平24厚告123の別表第1の8の2の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 集中的支援加算	<p><u>参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 要支援児童加算(Ⅱ)については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十六号の二に適合するものとして都道府県知事に届けた指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の三に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(1) 集中的支援加算(Ⅰ)については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状況が悪化した場合において、広域的支援人材を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 集中的支援加算(Ⅱ)については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状況が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の8の2の注2 平24厚告269第十六号の二 平24厚告270第十五号の三</p> <p>平24厚告123の別表第1の8の3の注1 平24厚告270第十五号の二</p> <p>平24厚告123の別表第1の8の3の注2 平24厚告270第十五号の二</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
15 小規模グループケア加算	<p><u>(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十七号に適合するものとして都道府県知事に届けた指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物にお</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の9の注1 平24厚告269第十七号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>いて行う場合に限る。)に、以下のイ～ハに掲げる、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハについては、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 小規模グループケア加算（Ⅰ）（障害児の数が4人から6人まで）</p> <p>ロ 小規模グループケア加算（Ⅱ）（障害児の数が7人又は8人）</p> <p>ハ 小規模グループケア加算（Ⅱ）（障害児の数が9人又は10人）</p> <p>(2) 小規模グループケア加算（Ⅰ）については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十七号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（本体施設という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の建物で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告123の別表第1の9の注2 平24厚告269第十七号の二</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>16 障害者支援施設等感染対策向上加算</p>	<p>(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）については、以下の①から③までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</p> <p>② 指定入所基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この(2)において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を</p>	<p>平24厚告123の別表第1の9の2の注1</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>除く。以下この(2)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</p> <p>③ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算( (2)において「感染対策向上加算」という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</p> <p>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算(II)については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>		
17 新興感染症等施設療養加算	<p>障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告123の別表第1の9の2の注2	適宜必要と認める資料
18 福祉・介護職員処遇改善加算(令和6年5月31日まで)	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から17までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から17までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数</p>	平24厚告123の別表第1の10の注 平24厚告270第十六号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)</p>	<p>ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</u></p> <p>平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十七号に適合している<u>福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</u></p> <p>イ <u>福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</u></p> <p>ロ <u>福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の11の注 平24厚告270第十七号 平24厚告270第三号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)</p>	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十七号の二に適合している<u>福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、2から17までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の12の注 平24厚告270第十七号の二 平24厚告270第三号の二準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>21 福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日以降)</p>	<p>(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十六号に適合している<u>福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。)</u>が、<u>障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、同号に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から17までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数</u></p> <p>ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から17までにより算定した単位数の</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の10の注1 平24厚告270第十六号 平24厚告270第二号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>1000分の207に相当する単位数</u>  <u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の168に相当する単位数</u>  <u>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の141に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「子ども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（（1）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p>① <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の173に相当する単位数</u></p> <p>② <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の184に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の169に相当する単位数</u></p> <p>④ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の180に相当する単位数</u></p> <p>⑤ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の146に相当する単位数</u></p> <p>⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の142に相当する単位数</u></p> <p>⑦ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の152に相当する単位数</u></p> <p>⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の130に相当する単位数</u></p> <p>⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の148に相当する単位数</u></p> <p>⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u>  <u>2 から17までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の114に相当する単位数</u></p>	<p>平24厚告123の別表第1の10の注2  平24厚告270第十六号  平24厚告270第二号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の103に相当する単位数</p> <p>⑫ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の110に相当する単位数</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の109に相当する単位数</p> <p>⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> 2から17までにより算定した単位数の 1000分の71に相当する単位数</p>		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

別表第3（第2条関係）

主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第1 一般原則</p>	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第1及び第4の41において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p> <p>(4) <u>指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p>	<p>法第24条の12</p> <p>平24厚令16第3条第1項</p> <p>平24厚令16第3条第2項</p> <p>平24厚令16第3条第3項</p> <p>平24厚令16第3条第4項</p>	<p>運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 移行支援計画 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>指定医療型障害児入所施設に置くべき従業</p>	<p>法第24条の12第1</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(1)医療法に規定する病院として必要とされる従業員	者及びその員数は、次のとおりになっているか。 ○ 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる数	項 平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(2)児童指導員及び保育士	イ 総数 ①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ① 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ② 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(3)心理支援を担当する職員	1以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(4)理学療法士又は作業療法士	1以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(5)児童発達支援管理責任者	1以上	平24厚令16第52条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(6) 職業指導員	<u>主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には置く</u>	平24厚令16第52条第2項	書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(7) 職務の専従	<u>（1）から（5）に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</u>	平24厚令16第52条第3項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
(8) 従業者の員数に関する特例	<u>指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。指定障害福祉サービス基準）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、（1）から（7）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>	平24厚令16第52条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
第3 設備に関する基準	<p><u>指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとなっているか。</u></p> <p><u>（1）医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。</u></p> <p><u>（2）支援室及び浴室を有すること。</u></p> <p><u>（3）次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、（1）及び（2）に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。（ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。）</u></p> <p><u>一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</u></p>	<p>法第24条の12第2項 平24厚令16第53条第1項</p> <p>平24厚令16第53条第1項</p> <p>平24厚令16第53条第2項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>		
	<p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</p>	<p>平24厚令16第53条第3項</p>	<p>平面図 【目視】</p>
	<p>(5) (1) から (3) に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(2) 及び (3) に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p>	<p>平24厚令16第53条第4項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>
	<p>(6) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) から (5) に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>平24厚令16第53条第5項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>
	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った入所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第24条の12第2項 平24厚令16第57条 平24厚令16第6条第1項準用</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>
	<p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第6条第2項準用</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第7条 準用	適宜必要と認める資料
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第8条 準用	適宜必要と認める資料
4 サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第9条 準用	適宜必要と認める資料
5 受給資格の確認	指定医療型障害児入所施設は、 <u>指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等</u> を確かめているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第10条 準用	受給者証の写し
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第11条 第1項準用  平24厚令16第57条 平24厚令16第11条 第2項準用	適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料
7 心身の状況等の把握	指定医療型障害児入所施設は、 <u>指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第12条 準用	アセスメント記録 ケース記録
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第13条 準用	適宜必要と認める資料
9 入退所の記録の記載等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第1項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 サービスの提供の記録	<p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。</p> <p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第15条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第15条 第2項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>サービス提供の記録</p> <p>サービス提供の記録</p>
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第16条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第16条 第2項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
12 入所利用者負担額の受領	<p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けているか。</u></p> <p>一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額</p> <p>二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例に</p>	<p>平24厚令16第54条 第1項</p> <p>平24厚令16第54条 第2項</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 入所利用者負担額に係る管理	<u>より算定した費用の額</u>		
	<u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。</u> 一 日用品費 二 一号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平24厚令16第54条第3項	請求書 領収書 重要事項説明書
	<u>(4) 指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</u>	平24厚令16第54条第4項	領収書
	<u>(5) 指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</u>	平24厚令16第54条第5項	重要事項説明書
	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第18条 準用	適宜必要と認める資料
14 <u>障害児入所給付費等の額に係る通知等</u>	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。</u>	平24厚令16第55条第1項	通知の写し
	<u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理</u>	平24厚令16第55条	サービス提供証

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 指定入所支援の取扱方針	<p><u>受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</u></p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>第2項</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57 平24厚令16第20条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57 平24厚令16第20条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第5項準用</p>	<p>明書の写し</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
16 <u>入所支援計画の作成等</u>	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u></p> <p>(2) <u>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、そ</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第2項準用</p>	<p>個別支援計画 児童発達支援管理責任者が入所支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u></p> <p><u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p> <p><u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</u></p> <p><u>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</u></p> <p><u>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u></p> <p><u>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u></p> <p><u>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第5項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第6項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第7項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第8項準用</p>	<p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p> <p>個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>サービス担当者会議の記録</p> <p>個別支援計画</p> <p>保護者に交付した記録 個別支援計画</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16の2 移行支援 計画の作成等	<u>行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</u>		
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的モニタリングの結果を記録すること。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第9項準用	モニタリング記録 面接記録
	<u>(10) (2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第10項準用	(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
	<u>(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第1項準用	移行支援計画 児童発達支援管理責任者が移行支援計画を作成していることが分かる書類
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第2項準用	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
<u>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第5項準用 平24厚令16第21条 第3項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	
<u>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の2第3項準用	移行支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(5) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第5項準用 平24厚令16第21条第5項準用</p>	<p>移行支援会議の記録</p>
	<p>(6) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第5項準用 平24厚令16第21条第6項準用</p>	<p>移行支援計画</p>
	<p>(7) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第5項準用 平24厚令16第21条第7項準用</p>	<p>保護者に交付した記録 移行支援計画</p>
	<p>(8) <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（(9)において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第4項準用</p>	<p>移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p>
	<p>(9) <u>児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u>  <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u>  <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第6項準用 平24厚令16第21条第9項準用</p>	<p>モニタリング記録 面接記録</p>
	<p>(10) <u>(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の2第10項準用</p>	<p>(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料</p>
	<p>(1) <u>児童発達支援管理責任者は、16及び16の2に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第22条第1項準用</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 検討等	<p><u>一 18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。</u></p> <p><u>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u></p> <p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第22条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第23条 準用</p>	<p>相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)</p> <p>他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
19 相談及び援助	<p>指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第24条 準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
20 支援	<p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</u></p> <p><u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u></p> <p><u>(4) 指定医療型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第4項準用</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 食事	<p>(5) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u></p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第5項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第4項準用</p>	<p>従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
22 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わっているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第3項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
23 健康管理	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第1項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
24 緊急時等の対応	<p>じて行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="499 674 949 887"> <tr> <td data-bbox="499 674 724 779">児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td> <td data-bbox="724 674 949 779">入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 779 724 887">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="724 779 949 887">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第2項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断					
	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
<p>(3) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第3項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>					
<p><u>指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第29条 準用</p>	<p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>					
25 障害児の入院期間中の取扱い	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第30条 準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>				
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金(給付金)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第31条 準用 平24厚告305</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。</p> <p>二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。</p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第32条 準用	適宜必要と認める資料
28 管理者による管理等	<p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u>（ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</u></p> <p><u>(3) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第3章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</u></p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第1項準用  平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第2項準用  平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第3項準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類  業務等の管理が行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等）  従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等）
29 運営規程	<p><u>指定医療型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（38において「運営規程」という。）を定めているか。</u></p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員</p> <p>四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びそ</p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第34条 準用	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
30 勤務体制の確保等	<p>の額</p> <p>五 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 主として入所させる障害児の障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業員によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第4項準用</p>	<p>従業員の勤務表</p> <p>勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類</p> <p>研修計画、研修実 施記録</p> <p>就業環境が害さ れることを防止 するための方針 が分かる書類</p>
31 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の2第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の2第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の2第3項準用</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類</p> <p>業務継続計画の 見直しを検討し たことが分かる 書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
32 定員の遵守	<u>指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第36条 準用	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
33 非常災害対策	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>指定医療型障害児入所施設は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条            平24厚令16第37条            第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条            平24厚令16第37条            第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条            平24厚令16第37条            第3項準用</p>	<p>非常火災時対応マニュアル(対応計画)            運営規程            通報・連絡体制消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録            消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>
34 安全計画の策定等	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定医療型障害児入所施設の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定医療型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定医療型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定医療型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条            平24厚令16第37条            の2第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条            平24厚令16第37条            の2第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条            平24厚令16第37条            の2第3項準用</p>	<p>安全計画に関する書類</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>安全計画に関する書類</p>
35 自動車を運行する場合の所在の確認	<u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</u>	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の3準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
36 衛生管理等	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第56条</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第40条 第1項・第2項準用</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>ケース記録</p>
37 協力歯科医療機関	<p>指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。</p>	<p>平24厚令16第56条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
38 掲示	<p><u>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</u></p> <p><u>又は、指定医療型障害児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定医療型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第40条 第1項・第2項準用</p>	<p>施設の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
39 身体拘束等の禁止	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第41条</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
40 虐待等の禁止	<p><u>他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p><u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p>	<p>第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第41条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第41条 第3項準用</p>	<p>する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
	<p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>① 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>② 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第42条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第42条 第2項準用</p>	<p>個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌</p> <p>委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者が配置されていることが分かる書類（辞令</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 秘密保持等	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第44条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第44条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第44条 第3項準用</p>	<p>、人事記録等) 適宜必要と認める資料</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)</p> <p>個人情報同意書</p>
42 情報の提供等	<p><u>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第45条 第1項準用</p>	<p>情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)</p>
43 利益供与等の禁止	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいないか。</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第46条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第46条 第2項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
44 苦情解決	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p><u>(4) 指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあつた場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</u></p> <p><u>(5) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u></p>	<p>第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第5項準用</p>	<p>契約書 施設の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県等への報告書</p> <p>運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料</p>
45 地域との連携等	指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第48条 準用	適宜必要と認める資料
46 事故発生時の対応	<p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置</u></p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条</p>	<p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p> <p>事故の対応記録 ヒヤリハットの</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
47 記録の整備	<p><u>について、記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p><u>(1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p><u>一 入所支援計画及び移行支援計画</u></p> <p><u>二 提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p><u>三 都道府県への通知に係る記録</u></p> <p><u>四 身体拘束等の記録</u></p> <p><u>五 苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第51条 第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第51条 第2項準用</p>	<p>記録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)</p> <p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記一から六までの書類</p>
48 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(9の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想</p>	<p>平24厚令16第58条 第1項</p> <p>平24厚令16第58条 第2項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第5 変更の届出等	<p>定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。</p> <p>指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	法第24条の13 規則第25条の22	適宜必要と認める資料
第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い		法第24条の2 第2項	
1 基本事項	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。</u></p> <p>(2) (1)の規定により、<u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</u></p>	平24厚告123第一号  平24厚告123第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 医療型障害児入所施設給付費	<p>(1) <u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合については、入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	平24厚告123の別表第2の1の注1  平24厚告123の別表第2の1の注1の2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(減算が行われる 場合)	<p>(3) 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第四号の表の上欄に該当する場合 同表下欄に定める割合</p> <p>② 指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(一) 入所計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70</p> <p>(二) 入所計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p>	平24厚告123の別表第2の1の注2 平24厚告271第四号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(身体拘束廃止未 実施減算)	<p>指定医療型障害児入所施設が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</p>	平24厚告123の別表第2の1の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 第4の39に定める確認文書等
(虐待防止措置未 実施減算)	<p>指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可</p>	平24厚告123の別表第2の1の注3 の2	第4の40に定める確認文書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(業務継続計画未策定減算)	<p>能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>ロ 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平24厚告123の別表第2の1の注3の3	第4の31に定める確認文書等
(情報公表未報告減算)	<p>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平24厚告123の別表第2の1の注3の4	適宜必要と認める資料
(重度障害児支援加算)	<p>(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号に適合するものとして都道府県知事に届けた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあつては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</p> <p>イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）</p> <p>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であつて、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</p> <p>(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</p> <p>(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を</p>	平24厚告123の別表第2の1の注4 平24厚告269第十八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p><u>(重度重複障害児加算)</u></p>	<p>有し、監護を必要とする者</p> <p>② <u>盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</u></p> <p>ロ <u>主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合</u></p> <p>① <u>6歳未満である者</u></p> <p>② <u>医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者</u></p> <p>③ <u>入所後1年未満である者</u></p> <p>ハ <u>主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</u></p> <p>① <u>各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</u></p> <p>② <u>機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者</u></p> <p><u>(2) (1)の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十八号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、(1)のイの①の(二)に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の第十七号の三に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>重度障害児支援加算の(1)に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあつては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)</u>に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、<u>重度重複障害児加算として、1日</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の1の注4の2</p> <p>平24厚告269第十八号の二</p> <p>平24厚告269第十三号の二準用</p> <p>平24厚告270第十七号の三</p> <p>平24厚告270第一号の八準用</p> <p>平24厚告123の別表第2の1の注5</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(強度行動障害児特別支援加算)	<p>につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</p> <p>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。ただし、イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは、その他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の三に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ））</p> <p>ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の四に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ））</p>	<p>平24厚告123の別表第2の1の注5の2</p> <p>平24厚告269第十八号の三</p> <p>平24厚告269第十四号準用</p> <p>平24厚告270第十七号の五</p> <p>平24厚告270第十四号準用</p> <p>平24厚告270第十七号の三</p> <p>平24厚告270第一号の八準用</p> <p>平24厚告270第十七号の四</p> <p>平24厚告270第八号の三準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
(乳幼児加算)	<p>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の1の注6</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
(心理担当職員配置加算)	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の1の注7</p> <p>平24厚告269第十八号の四</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
(公認心理師)	<p>公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所</p>	<p>平24厚告123の別表第2の1の注8</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(ソーシャルワーカー配置加算)	<p><u>定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算しているか。</u></p>	平24厚告123の別表第2の1の注9	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 自活訓練加算	<p><u>(1) 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十五に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(3) 同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入院中1回を限度として加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の2の注1 平24厚告269第十九号 平24厚告270第十五号</p> <p>平24厚告123の別表第2の2の注2</p> <p>平24厚告123の別表第2の2の注3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
4 福祉専門職員配置等加算	<p><u>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入</u></p>	平24厚告123の別表第2の3の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 保育職員加配 加算	<p><u>所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 福祉専門職員配置等加算 (II) については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員 (直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算 (I) を算定している場合は、算定していないか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の3の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(3) 福祉専門職員配置等加算 (III) については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算 (I) 又は(2)の福祉専門職員配置等加算 (II) を算定している場合は、算定していないか。</u></p> <p><u>① 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員 (直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。) (児童指導員等) として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</u></p> <p><u>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の3の注3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(1) 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の3の2の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 家族支援加算	<p>(2) 保育機能の充実を図るため、平成24年厚生労働省告示第269号「<u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u>」の第十九号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た<u>指定発達支援医療機関</u>において、<u>指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、7の地域移行加算を算定しているときは、算定していないか。</u></p> <p><u>イ 家族支援加算（I）</u></p> <p>(1) <u>障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合</u></p> <p>（一）<u>所要時間1時間以上の場合</u></p> <p>（二）<u>所要時間1時間未満の場合</u></p> <p>(2) <u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合</u></p> <p>(3) <u>テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合</u></p> <p><u>ロ 家族支援加算（II）</u></p> <p>(1) <u>対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u></p> <p>(2) <u>テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の3の2の注2</p> <p>平24厚告269第十九号の二</p> <p>平24厚告123の別表第2の3の3の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
7 地域移行加算	<p><u>入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、指定医療型障害児</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の4の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 移行支援関係 機関連携加算	<p>入所施設で有期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算していないか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更にあつて、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告123の別表第2の4の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 体験利用支援 加算	<p>(1) 現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であつて、重症心身障害児、重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験利用支援加算（Ⅰ）については、3日以内</li> <li>・体験利用支援加算（Ⅱ）については、5日以内</li> </ul> <p>の期間について、2回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供</p> <p>ロ 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助</p> <p>(2) 体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動としているか。</p> <p>イ 体験利用支援加算（Ⅰ） 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項</p>	<p>平24厚告123の別表第2の4の3の注1</p> <p>平24厚告270第十七号の六</p> <p>平24厚告123の別表第2の4の3の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 要支援児童加算	<p><u>に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）</u>  <u>ロ 体験利用支援加算（Ⅱ） 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（イに定めるものを除く。）</u></p> <p>（1）<u>要支援児童加算（Ⅰ）については、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>（2）<u>要支援児童加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十九号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の七に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の4の4の注1</p> <p>平24厚告123の別表第2の4の4注2  平24厚告269第十九号の三  平24厚告270第十七号の七</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
11 集中的支援加算	<p>（1）<u>集中的支援加算（Ⅰ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>（2）<u>集中的支援加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の4の5注1  平24厚告270第十七号の六</p> <p>平24厚告123の別表第2の4の5注2</p>	<p>広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>12 小規模グループケア加算</p>	<p><u>態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二十号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、以下のイ～ハに掲げる、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハについては、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたもの限り、所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>イ 小規模グループケア加算（Ⅰ） 障害児の数が4人から6人まで</u></p> <p><u>ロ 小規模グループケア加算（Ⅱ） 障害児の数が7人又は8人</u></p> <p><u>ハ 小規模グループケア加算（Ⅲ） 障害児の数が9人又は10人</u></p>	<p>平24厚告270第十七号の六</p> <p>平24厚告123の別表第2の5の注 平24厚告269第二十号</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>13 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)</p>	<p><u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</u></p> <p><u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2か</u></p>	<p>平24厚告123の別表第2の6の注 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>14 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> (令和6年5月31日まで)</p>	<p>ら12までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</u> 2から12までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十九号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、就学児に対し、指定入所支援を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ)</u> 2から12までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ロ <u>福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ)</u> 2から12までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数</p>	<p>平24厚告123の別表第2の7の注 平24厚告270第十九号 平24厚告270第三号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>15 <u>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> (令和6年5月31日まで)</p>	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第二十号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、2から12までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の8の注 平24厚告270第二十号 平24厚告270第三号の二準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>16 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> (令和6年6月1日以降)</p>	<p>(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十八号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> 2から12までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数</p>	<p>平24厚告123の別表第2の6の注1 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p> <u>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の187に相当する単位数</u>  <u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の148に相当する単位数</u>  <u>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の127に相当する単位数</u> </p> <p> <u>(2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（(1)の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> </p> <p> <u>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の153に相当する単位数</u>  <u>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の170に相当する単位数</u>  <u>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の149に相当する単位数</u>  <u>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の166に相当する単位数</u>  <u>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の132に相当する単位数</u>  <u>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の128に相当する単位数</u>  <u>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の144に相当する単位数</u>  <u>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の110に相当する単位数</u>  <u>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u>  <u>2から12までにより算定した単位数の</u>  <u>1000分の140に相当する単位数</u>  <u>⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> </p>	<p>平24厚告123別表第2の6の注2 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>2から12までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数</u> ⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)11</u> <u>2から12までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数</u> ⑫ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)12</u> <u>2から12までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数</u> ⑬ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)13</u> <u>2から12までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u> ⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)14</u> <u>2から12までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u>		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

別表第4（第2条関係）

障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点	根拠法令等
第1 適切な利用者支援の確保	<p><u>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</u></p> <p><u>施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</u></p>	平18厚令177第3条第2項
1 利用者支援の充実	<p><u>(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。</u></p> <p><u>ア 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して、策定されているか。</u></p> <p><u>また、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。</u></p> <p><u>イ アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u></p> <p><u>ウ 個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。</u></p> <p><u>エ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</u></p> <p><u>オ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</u></p> <p><u>(2) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努められているか。</u></p> <p><u>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</u></p> <p><u>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</u></p> <p><u>ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。</u></p> <p><u>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</u></p> <p><u>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</u></p> <p><u>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</u></p> <p><u>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</u></p> <p><u>(3) 適切な入浴等の確保がなされているか。</u></p> <p><u>利用者の入浴又は清しきは、適切な方法により行われているか。</u></p> <p><u>特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。</u></p> <p><u>(4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。</u></p> <p><u>排せつの自立についてその努力がなされているか。</u></p>	<p>平18厚令177第3条第1項、第18条</p> <p>平18厚令177第29条</p> <p>平18厚令177第29条</p> <p>平18厚令177第21条第3項、第4項</p>

	<p>トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、<u>換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</u></p> <p><u>(5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</u></p> <p><u>(6) 医学的管理は、適切に行われているか。</u></p> <p><u>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</u></p> <p><u>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)</u> <u>また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</u></p> <p><u>(7) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。</u></p> <p><u>(8) 家族との連携に積極的に努めているか。</u> <u>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。</u> <u>相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</u></p> <p><u>(9) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</u></p> <p><u>(10) 実施機関との連携が図られているか。</u></p> <p><u>(11) 利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われているか。</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(13) 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p><u>ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>(障害者支援施設等固有の利用者支援)</u></p> <p><u>(1) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</u></p> <p><u>(2) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 31 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 11 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 30 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 30 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 41 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 33 条の 2</p> <p>平 18 厚令 177 第 3 条第 3 項、第 43 条の 2</p> <p>平 18 厚令 177 第 39 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 21 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 177 第</p>
--	---	--

<p>2 利用者の生活環境等の確保</p>	<p><u>は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</u></p> <p><u>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</u></p> <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ <u>居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切に</u> <u>されているか。</u></p>	<p>22 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 10 条</p>
<p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p><u>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</u></p> <p>(1) <u>生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</u></p> <p>(3) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。</u></p> <p>(4) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</u></p> <p>(5) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。</u></p> <p>(6) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(5)の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 23 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 24 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 25 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 26 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 27 条第 1・2 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 27 条第 3・4 項</p>
<p>第 2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p>	<p><u>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</u></p>	

<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(1) <u>利用定員及び居室の定員を遵守しているか。</u></p> <p>(2) <u>必要な諸規程は、整備されているか。</u>  <u>管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</u></p> <p>(3) <u>施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</u></p> <p>(4) <u>直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</u></p> <p>(5) <u>施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</u></p> <p>(6) <u>施設長に適任者が配置されているか。</u>  <u>ア 施設長の資格要件は満たされているか。</u>  <u>イ 施設長は専任者が確保されているか。</u>  <u>また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</u></p> <p>(7) <u>育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</u></p> <p>(8) <u>施設設備は、適正に整備されているか。</u>  <u>また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</u></p> <p>(9) <u>地域との連携等</u>  <u>① 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</u>  <u>② 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設所外福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用可能。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</u>  <u>③ ②のほかおおむね1年に1回以上地域連携推進会議の構成員が当該施設を見学する機会を設けているか。</u>  <u>④ ②の報告、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 36 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 6 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 8 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 11 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 11 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 5 条、第 11 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 4 条、第 9 条、第 10 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 19 条の 2</p>
-----------------------	--	--

	<p><u>⑤ ②から④の規定は障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用していないか。</u></p> <p><u>(10) 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(地域移行等意向確認等)を適切に行っているか。</u></p> <p><u>① 地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</u></p> <p><u>② ①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告し、施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告しているか。</u></p> <p><u>③ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 19 条の 3</p>
	<p><u>(11) 協力医療機関等</u></p> <p><u>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</u></p> <p><u>② あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。</u></p> <p><u>③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関(以下「第 2 種協定指定医療機関」との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。</u></p> <p><u>④ 協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について、協議を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 38 条</p>
<p><u>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</u></p>	<p><u>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</u></p> <p><u>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</u></p> <p><u>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</u></p> <p><u>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</u></p>	<p>労働基準法等 平 19 厚告 289</p>

<p>3 非常災害対策の 充実強化</p>	<p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>(5) 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>非常災害対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。</p> <p>ウ 障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。</p> <p>エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で非常災害計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。</p> <p><b>【具体的な項目例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等の立地条件（地形 等）</li> <li>・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）</li> <li>・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等）</li> <li>・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）</li> <li>・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）</li> </ul> <p>オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</p> <p>カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入</p>	<p>平 18 厚令 177 第 35 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 7 条</p>
---------------------------	--	---

	<p><u>検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>キ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。</u></p> <p><u>ク カの訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 7 条第 3 項</p>
<p>4 感染症等防止対策</p>	<p><u>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。また、障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 35 条の 2</p>
	<p><u>(2) 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>ア 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図り、電磁的記録等を行っているか。</u></p> <p><u>イ 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p><u>ウ 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 37 条第 2 項</p>
<p>5 電磁的記録等</p>	<p><u>(1) 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（障害者支援施設及びその職員については（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</u></p> <p><u>(2) 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。</u></p>	<p>平 18 厚令 177 第 44 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 44 条第 2 項</p>

<p>第3 児童福祉施設関係</p>		
<p>1 総則関係 (適切な支援の確保)</p>	<p>(1) 施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、障害児及び保護者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</p>	<p>昭23厚令63 第2条、第5条</p>
<p>(施設の運営管理体制の確立)</p>	<p>(2) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p>	<p>昭23厚令63 第4条、第5条</p>
<p>(非常災害対策の充実強化)</p>	<p>(3) 非常災害対策について、その充実強化に努めているか。  <u>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防炎カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</u>  <u>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。</u>  <u>ウ 児童福祉施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。)は非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を作成しているか。</u>  <u>また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)</u>  <u>エ 非常災害対策計画には、以下に例示する項目など、必要な内容が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。)</u>  <u>【具体的な項目例】</u>  <u>・児童福祉施設の立地条件(地形 等)</u>  <u>・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)</u>  <u>・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)</u>  <u>・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)</u>  <u>・避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等)</u>  <u>・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)</u>  <u>・避難方法(障害児ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)</u>  <u>・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)</u>  <u>・関係機関との連携体制</u>  <u>オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</u>  <u>カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間</u> </p>	<p>昭23厚令63 第6条の2</p>

	<p><u>訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。なお、前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>また、消火訓練及び避難訓練は月1回以上実施されているか。</u></p> <p>キ <u>避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。</u></p> <p>ク <u>カの訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	
<p><u>(児童の安全の確保)</u></p>	<p>(4) <u>安全計画に基づき適切な措置が執り行われているか。</u></p> <p>ア <u>児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>イ <u>児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>ウ <u>児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</u></p> <p>エ <u>児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>昭23厚令63 第6条の3</p>
<p><u>(自動車を運行する場合の所在確認)</u></p>	<p>(5) <u>児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</u></p>	<p>昭23厚令63 第6条の4</p>
<p><u>(必要な職員の確保と職員処遇の充実)</u></p>	<p>(6) <u>児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(5)に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。</u></p>	<p>昭23厚令63 第6条の4</p>
	<p>(7) <u>児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるが、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員を兼ねていないか。</u></p> <p><u>ただし、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させて差し支えない。</u></p>	<p>昭23厚令63 第8条</p> <p>昭23厚令63 第63条第5項</p>
	<p>(8) <u>労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</u></p>	<p>労働基準法等</p>

	<p><u>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</u></p> <p><u>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</u>  <u>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>(9) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</u></p> <p><u>(10) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</u></p> <p><u>(11) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</u></p>	平 19 厚告 289
<u>(虐待等の禁止)</u>	<u>(12) 虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	昭 23 厚令 63 第 9 条の 2
<u>(感染症等防止対策)</u>	<u>(13) 感染症や非常災害の発生時において、障害児に対する入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	昭 23 厚令 63 第 9 条の 3 第 9 条の 4
<u>(衛生管理等)</u>	<p><u>(14) 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めて、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>ア 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>イ 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p><u>ウ 当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>(15) 適切な入浴等の確保がなされているか。</u>  <u>障害児の入浴又は清拭は、適切な方法により行われているか。</u>  <u>特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。</u></p>	昭 23 厚令 63 第 10 条第 2 項及び第 3 項
<u>(食事)</u>	<p><u>(16) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努められているか。</u></p> <p><u>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</u></p> <p><u>イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</u></p> <p><u>ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。</u></p> <p><u>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</u></p>	昭 23 厚令 63 第 11 条

	<p><u>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</u></p> <p><u>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</u></p> <p><u>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</u></p>	
(健康診断)	<p>(17) <u>医学的管理は、適切に行われているか。</u></p> <p><u>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</u></p>	昭23厚令63第12条、第56条、第60条
	<p><u>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の障害児の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</u></p>	昭23厚令63第49条、第58条、第63条
(金銭の管理)	<p>(18) <u>利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われているか。</u></p>	昭23厚令63第12条の2
(児童福祉施設内部の規程)	<p>(19) <u>必要な諸規程は、整備されているか。管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</u></p>	昭23厚令63第13条第1項
(児童福祉施設に備える帳簿)	<p>(20) <u>施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</u></p>	昭23厚令63第14条
(苦情への対応)	<p>(21) <u>苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</u></p>	昭23厚令63第14条の3
(電磁的記録)	<p>(22) <u>児童福祉施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。</u></p>	昭23厚令63第88条の11
(運営費)	<p>(23) <u>運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。（児童福祉施設へ支弁される障害児施設措置費相当額に限る。）</u></p> <p><u>ア 次の条件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。</u></p> <p><u>a 関係法令に基づく法人及び施設指導</u> <u>監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。</u></p> <p><u>b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。</u></p> <p><u>c 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。</u></p>	平16社援発第0312001号等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。</u></li> <li>・ <u>福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。</u></li> </ul> <p>また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「<u>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</u>」（平成16年3月12日障障発第0312002号等）通知の（問5）に照らし妥当か。</p> <p>イ <u>運用収入の本部会計区分への繰入額は妥当であるか。</u></p> <p>ウ <u>各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。</u> また、<u>使途及び使用計画は、実情に則したものであるか。</u></p> <p>エ <u>前期末払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。</u></p> <p>オ <u>積立金の目的以外の使用について、理事会において十分審査の上、やむを得ないものとなっているか。</u></p> <p>カ <u>運営費の管理、運用は、安全確保でかつ換金性の高い方法で行われているか。</u></p>	
<p>2 <u>福祉型障害児入所施設</u> (設備の基準)</p>	<p>(1) <u>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</u></p> <p>ア <u>利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</u> また、<u>障害に応じた配慮がなされているか。</u></p> <p>イ <u>居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</u></p> <p>ウ <u>居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</u></p>	<p>昭23厚令63 第48条</p>
<p>(職員)</p>	<p>(2) <u>直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</u></p>	<p>昭23厚令63 第49条</p>
<p>(生活指導及び学習指導)</p>	<p>(3) <u>児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</u></p> <p>ア <u>基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</u></p> <p>イ <u>入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</u></p> <p>ウ <u>機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</u></p> <p>エ <u>おこづかい等の使途について、適切な指導が行われているか。</u></p> <p>オ <u>学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</u></p> <p>カ <u>施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</u></p>	<p>昭23厚令63 第50条</p>
<p>(職業指導)</p>	<p>(4) <u>学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</u></p>	<p>昭23厚令63 第51条</p>
<p>(入所支援計画の作成)</p>	<p>(5) <u>入所支援計画は、適切に策定されているか。</u></p> <p>ア <u>入所支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じ</u></p>	<p>昭23厚令63 第52条</p>

	<p>て利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児及び保護者の意向に配慮して策定されているか。</p> <p>また、入所支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。</p> <p>イ 入所支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 障害児の支援に関する記録等は整備されているか。</p>	
<u>(保護者等との連絡)</u>	<p>(6) 家族との連携に積極的に努めているか。</p> <p>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p>	昭23厚令63第54条
<u>(心理学的及び精神医学的診査)</u>	<p>(7) 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</p>	昭23厚令63第55条
<u>3 医療型障害児入所施設</u> <u>(設備の基準)</u>	<p>(1) 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切に なされているか。</p>	昭23厚令63第57条
<u>(職員)</u>	<p>(2) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p>	昭23厚令63第58条
<u>(心理学的及び精神医学的診査)</u>	<p>(3) 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</p>	昭23厚令63第59条
<u>(生活指導及び学習指導)</u>	<p>(4) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</p> <p>ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</p> <p>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ おこづかい等の使途について、適切な指導が行われているか。</p> <p>オ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</p> <p>カ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</p>	昭23厚令63第61条
<u>(職業指導)</u>	<p>(5) 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p>	昭23厚令63第61条

<p>(入所支援計画の作成)</p>	<p>(6) 入所支援計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 入所支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児及び保護者の意向に配慮して策定されているか。</p> <p>また、入所支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえて策定され、定期的に見直しが行われているか。</p> <p>イ 入所支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 障害児の支援に関する記録等は整備されているか。</p>	<p>昭23厚令63 第61条</p>
<p>(保護者等との連絡)</p>	<p>(7) 家族との連携に積極的に努めているか。</p> <p>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p>	<p>昭23厚令63 第61条</p>
<p>4 児童発達支援センター (設備の基準)</p>	<p>(1) 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切に なされているか。</p>	<p>昭23厚令63 第62条</p>
<p>(職員)</p>	<p>(2) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p>	<p>昭23厚令63 第63条</p>
<p>(生活指導及び学習指導)</p>	<p>(3) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</p> <p>ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</p> <p>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</p> <p>オ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</p> <p>カ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</p>	<p>昭23厚令63 第64条</p>
<p>(通所支援計画の作成)</p>	<p>(4) 通所支援計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 通所支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児及び保護者の意向に配慮して策定されている</p>	<p>昭23厚令63 第64条</p>

	<u>か。</u> <u>また、通所支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえう</u> <u>えで策定され、定期的に見直しが行われているか。</u> <u>イ 通所支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の</u> <u>専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めている</u> <u>か。</u> <u>ウ 障害児の支援に関する記録等は整備されているか。</u>	
<u>（保護者等との連絡）</u>	<u>（5）家族との連携に積極的に努めているか。</u> <u>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。</u> <u>相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</u>	昭23厚令63 第65条
<u>（心理学的及び精神医学的診査）</u>	<u>（6）心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</u>	昭23厚令63 第67条

（注）下線を付した項目が標準確認項目